

# 議案等の部



## 議 案 等 の 部 目 次

### 1 議 案

#### (1) 知事提出議案

(令和7年11月27日上程・令和7年12月12日可決)

第 1 号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第4号）案	1
第 2 号 令和7年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第1号）案	12
第 3 号 令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第1号）案	14
第 4 号 令和7年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第2号）案	16
第 5 号 令和7年度長野県電気事業会計補正予算（第1号）案	17
第 6 号 令和7年度長野県水道事業会計補正予算（第1号）案	19
第 7 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	21
第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	23
第 9 号 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例案	58
第 10 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	70
第 11 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	91
第 12 号 長野県都市公園条例の一部を改正する条例案	93
第 13 号 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	99
第 14 号 高等学校設置条例の一部を改正する条例案	137
第 15 号 木曽広域連合規約の変更に関する協議について	138
第 16 号 当せん金付証票の発売額について	143
第 17 号 県庁災害対策用発電設備工事変更請負契約の締結について	144

第 18 号 飯田警察署舎ほか建築工事請負契約の締結について	145
第 19 号 飯田警察署舎ほか電力設備工事請負契約の締結について	146
第 20 号 飯田警察署舎ほか空調設備工事請負契約の締結について	147
第 21 号 交通事故に係る損害賠償について	148
第 22 号 交通事故に係る損害賠償について	150
第 23 号 指定管理者の指定について	152
第 24 号 指定管理者の指定について	153
第 25 号 入院措置事務に係る損害賠償について	154
第 26 号 指定管理者の指定について	156
第 27 号 指定管理者の指定について	157
第 28 号 県営かんがい排水事業小田切地区水路トンネル補強工事 請負契約の締結について	158
第 29 号 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変 更請負契約の締結について	159
第 30 号 道路上の事故に係る損害賠償について	160
第 31 号 一般国道361号道路改築工事（姥神峠道路0号橋）請負 契約の締結について	162
第 32 号 一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約 の締結について	163
第 33 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約 の締結について	164
第 34 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約 の締結について	165
第 35 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契 約の締結について	166
第 36 号 松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結 について	167
第 37 号 松本平広域公園陸上競技場電気設備工事変更請負契約の 締結について	168
第 38 号 松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事変更請負契	

約の締結について	169
第 39 号 松本平広域公園陸上競技場衛生設備工事変更請負契約の 締結について	170
第 40 号 指定管理者の指定について	171
第 41 号 情報通信機器の購入について	172
第 42 号 松本美須々ヶ丘高等学校普通教室棟改修工事変更請負契 約の締結について	173
第 43 号 小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事変更請負契 約の締結について	174
第 44 号 小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事変更請 負契約の締結について	175

(令和 7 年11月27日上程)

報第 1 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	183
報第 2 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	185
報第 3 号 証拠物保管中の事故に係る損害賠償の専決処分報告	187
報第 4 号 拾得物保管事務に係る損害賠償の専決処分報告	189
報第 5 号 交通取締り中の事故に係る損害賠償の専決処分報告	191
報第 6 号 雜踏警備中の事故に係る損害賠償の専決処分報告	193
報第 7 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	195
報第 8 号 入院措置事務に係る損害賠償の専決処分報告	197
報第 9 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	199
報第 10 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告	201
報第 11 号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告	203
報第 12 号 河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告	210
報第 13 号 急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の専 決処分報告	212
報第 14 号 訴えの提起の専決処分報告	214
報第 15 号 訴えの提起の専決処分報告	216
報第 16 号 高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告	218

(令和 7 年12月 2 日上程・令和 7 年12月 5 日可決)

第 45 号 人事委員会委員の選任について.....	176
----------------------------	-----

(令和 7 年 12 月 12 日上程・同日可決)

第 46 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 5 号）案.....	177
--	-----

(2) 議員提出議案

(令和 7 年 12 月 5 日上程・同日可決)

議第 1 号 こども誰でも通園制度の安定的な運用の実現を求める意見書（案） .....	220
議第 2 号 地方大学への財政支援の拡充を求める意見書（案） .....	221
議第 3 号 医師の確保対策の充実を求める意見書（案） .....	222
議第 4 号 O T C 類似薬の患者負担に係る慎重な議論を求める意見書（案） .....	223
議第 5 号 広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を求める意見書（案） .....	224
議第 6 号 暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を求める意見書（案） .....	225
議第 7 号 特別支援教育コーディネーター専任化の推進を求める意見書（案） .....	226
議第 8 号 地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援の強化を求める意見書（案） .....	227
議第 9 号 難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支援の強化を求める意見書（案） .....	228
議第 10 号 多文化共生社会形成に向けた支援の強化を求める意見書（案） .....	229
議第 11 号 オンライン診療の推進に向けた環境整備を求める意見書（案） .....	230
議第 12 号 巨大災害発生に対する連携体制の強化を求める意見書（案） .....	231
議第 13 号 重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の実現を求める意見書（案） .....	232

<b>2 諸般の報告</b>	
(令和7年11月27日報告)	
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	233
令和6年度長野県内部統制評価報告書について	234
令和7年度定期監査の結果に関する報告について	235
現金出納検査結果	236
職員の給与等に関する報告及び勧告について	238
(令和7年12月2日報告)	
人事委員会意見回答	264
(令和7年12月12日報告)	
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	265
<b>3 発言通告者一覧表</b>	266
<b>4 請願・陳情文書表</b>	267
<b>5 陳情取下願</b>	282
<b>6 委員会審査報告書</b>	
決算特別委員会	287
県民文化健康福祉委員会	288
環境文教委員会	295
危機管理建設委員会	302
産業観光企業委員会	309
農政林務委員会	314
総務企画警察委員会	318

こども誰でも通園制度の安定的な運用の  
実現を求める意見書（案）

年　月　日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
こども家庭庁長官  
内閣府特命担当大臣（こども政策）

宛て

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度であり、これまでにも一部の自治体では試行的事業が行われてきた。

保護者等からは、子どもの成長・発達を実感する声が上がる一方で、人材確保の厳しさや、限られた時間の中で、豊かな幼児教育・保育を実践することの難しさが浮き彫りとなるなど、来年度からの全自治体での実施に向けては、様々な課題への対応が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、こども誰でも通園制度の安定的な運用により、子どもの良質な成育環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 職員配置及び設備基準を満たすための十分な財政措置等を講ずること。
- 2 保育士が不足している現状を踏まえ、制度の導入に当たっては、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対策を実施すること。
- 3 乳幼児数や地理的特性によって利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定されることから、利用時間の在り方について、市町村の実情に応じた取組を進め、国の上限時間以上に実施する場合の財政措置を検討すること。
- 4 地域における他の子育て支援サービスも含めて、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。
- 5 制度の活用を図るため、利用者の更なる負担軽減を検討すること。
- 6 全国一律実施については、試行及び準備段階において自治体によっては環境が十分整っているとは言い難い現状を踏まえ、十分な経過措置を設けるなど、柔軟な対応を図るとともに、安定的な導入への支援策を講じること。

地方大学への財政支援の拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣 宛 て

財 務 大 臣

文 部 科 学 大 臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方大学は、地域に根ざした人材の育成をはじめ、企業や自治体との連携を通じて、新しいビジネスや雇用を生み出すなど、地域社会の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、地方大学の経営状況は、学生の定員充足率の低下、国立大学の運営費交付金の削減等に加え、昨今の人件費・物価高騰も影響し、より一層厳しい状況に置かれている。

少子高齢化、東京一極集中等により、地域の課題が多様化する中、技術開発等を牽引する大学の役割の重要性は増しており、地域の活力再生には、国による支援の強化が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方創生の実現に向けて、地域における知の拠点を将来にわたって発展させていくために、地方大学への財政支援を拡充するよう強く要請する。

医師の確保対策の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国において、医師の不足が深刻化する中、地方においては、地域間・診療科間の偏在等も課題となっており、特に中山間地域・過疎地域等では、医療提供体制の確保が困難となる事例がある。

本県では、将来、県内の公立・公的医療機関等に従事する意欲のある医学生を対象に、修学資金の貸与を行うなど、医師の確保及び定着に向けた取組を進めてきたが、人手不足が慢性化する中、働き方改革への対応を迫られており、地方自治体単独の取組には限界がある。

高齢化の進展等により、更なる医療需要の高まりが想定される中、持続可能な医療提供体制を実現するためには、その担い手となる医師の養成・偏在解消に向けた抜本的な対策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医師の確保対策の充実を通して、地域住民の命と健康を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 働き方の多様化等を踏まえ、医師需給推計の検証・見直しを行うこと。
- 2 地域の医師不足の解消に向け、医学部の新設や定員増を推進すること。
- 3 臨床研修医の募集定員の算定に係る激変緩和措置を廃止するなど、医師の都市部への集中を是正する抜本的な対策を講ずること。
- 4 医師の働き方改革に伴う追加的費用の影響を踏まえ、医療機関に対する財政支援を拡充すること。

OTC類似薬の患者負担に係る慎重な  
議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現役世代の保険料負担の軽減を図るため、医師が処方する薬のうち、市販薬と有効成分が似ているOTC類似薬について、保険給付の在り方を見直す方針が示された。

こうした状況を受け、患者等からは、今まで保険適用されていた一般的に広く使われる解熱剤、難病の継続的な治療に必要な薬等も、市販薬と同程度の価格となるおそれがあるとして、自己負担額の大幅な増加を懸念する声が上がっている。

しかしながら、高齢化の進展に伴う医療需要の高まりが想定される中、将来にわたって国民の安全・安心な暮らしを保障するためには、制度の維持を前提としつつ、患者の経済事情にも配慮し、医療費の適正化に向けた取組が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な国民皆保険制度を実現するため、OTC類似薬の患者負担について慎重に議論するよう強く要請する。

広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の  
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
総 務 大 臣  
内 閣 官 房 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、連立政権合意書を受け、議員歳費の縮減等を目的に、衆議院議員定数の1割削減について検討を進めており、比例代表議席の大幅削減案を含め、今臨時国会での法案成立に向けた実務者協議が実施されている。

しかしながら、国民の代表である国会議員の定数削減は、地方の議席が更に減少することに加え、若者や女性などの政治参入にも影響を及ぼし、多様化する政策課題への対応力の低下等につながるおそれがある。

また、民意をより正確に反映しやすいとされる比例代表議席の削減は、小規模政党やそれを支持する国民の声を切り捨てることになるとの指摘もあり、さらには、東京の選挙区の議員定数が多い現状は、地方の声が国政に反映されにくいため、東京一極集中に歯止めがかからない要因になっていると懸念されるところである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、選挙制度が日本国憲法が保障する国民主権及び議会制民主主義の根幹であることを踏まえ、議員定数の検討を含め、広く国民の意思を適切に反映することができる衆議院議員選挙制度の実現を強く要請する。

暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の  
確保を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
總 務 大 臣 宛 て  
財 務 大 臣  
經 濟 產 業 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

長期化する燃料油価格の高騰が、国民の生活及び企業経営を圧迫する中、特に自動車の利用率が高く、ガソリン等の消費量が多い地方では、家計のほか、交通・運輸業等の経営にも深刻な影響を与えている。

こうした状況を受け、国では、揮発油税及び軽油引取税の本則税率に上乗せされている、いわゆる暫定税率の廃止が決定されたが、これにより見込まれる税収減への対応に関する検討は、未だ結論に至っていない。

揮発油税等には地方財源が含まれ、特に課税主体が都道府県である軽油引取税については、その全額が地方に帰属することから、自治体の行政運営に対する深刻な影響が懸念されており、必要な事業の削減、将来世代への負担の先送り等を防ぐためにも、地方財政に対する補てん措置の実施が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、長引く燃料油価格の高騰から国民を守りつつ、地方自治体における健全な財政を維持するため、暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を図るよう強く要請する。

特別支援教育コーディネーター専任化の  
推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、発達障害などにより学習上の困難を抱える児童生徒が増加し、一人ひとりの教育ニーズが複雑化する中、学級担任や保護者のサポート、関係機関との連絡・調整等を行う、特別支援教育コーディネーターの職責は重要性を増している。

しかしながら、現場では、特別支援学級の担任がコーディネーターを兼務せざるを得ない場合が多く、授業等の通常業務に加え、校内外の連携の中心として高い専門性も求められるなど、過重な負担により支援体制の質の低下を招くおそれがある。

支援を必要とする子供が自立し、将来に渡り持てる力を最大限発揮できるようにするためには、各関係者が協働して、個々の特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められており、その中核を担うコーディネーターの負担軽減に向けた環境改善が急務である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に最適な学びの場を提供するため、財政的・人的支援の充実等により、特別支援教育コーディネーターの専任化を推進するよう強く要請する。

地域におけるバス路線の維持・確保に向けた  
支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

路線バスをはじめとする地域公共交通は、通学・通勤、買物等といった住民の生活上の移動のほか、観光地へのアクセスにおいても重要な役割を担っているが、人口減少に伴い輸送需要が縮小し、収支が悪化するなど、事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

また、バス業界では、昨年4月から、長時間勤務の是正を目的に、労働時間の上限規制が適用されているが、高齢化、低い賃金水準等を背景とする担い手不足が慢性化する中、運行継続のための人員補充は困難な場合が多く、本県においても、減便・路線廃止を余儀なくされる事態が生じている。

事業者は、運賃改定、別事業収益からの補てん等により経営の維持を図ってきたが、こうした自助努力には限界があることから、将来にわたる安全・安心な移動の確保に向けては、路線バスを地域の重要な社会インフラとして位置付けた上で、公的な関与の強化による運営体制の抜本的な改善が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域公共交通を実現するため、事業継続に係る財政的措置の拡充に加え、国の責任による積極的な人的・物的資源の投入を図るなど、地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援を強化するよう強く要請する。

難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に  
向けた支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣  
デジタル大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の保健福祉施策では、指定難病と診断された患者に対し、高額な医療費の自己負担を軽減する助成制度が設けられており、患者とその家族が安心して療養生活を送るために不可欠な仕組みとなっている。

一方で、支給認定の有効期間は原則1年とされているが、その更新のための書類の準備には、関係窓口を複数回訪れる必要があるなど、療養生活そのものに大きな負担を抱えている指定難病患者にとっては、これらの手続が大きな重荷となっている。

国は、患者の利便性の向上を図るため、マイナンバー制度による添付書類の省略、診断書のオンライン登録等を進めているものの、自治体や医療機関ごとのデジタル環境の整備状況には差があり、申請手続の簡素化は十分に進んでいくとは言い難い。

よって、本県議会は、国会及び政府において、患者とその家族が療養生活に専念できるようにするため、更新手続のオンライン化に向けた財政支援、現場の負担軽減に資する仕組みづくりを行うなど、難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支援を強化するよう強く要請する。

多文化共生社会形成に向けた支援の強化を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣 宛 て  
外 務 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、少子高齢化により、地方の人手不足が深刻化する中、年々増加している外国人労働者は地域経済にとって欠かせない存在となっており、本県においては、多文化共生推進本部会議を設け、外国人材の受入れに係る施策を総合的に推進している。

しかしながら、国際的な指標において、法の不備等を理由に、日本の外国人受入政策の遅れが指摘されている中、国内では、近年SNS上のヘイトスピーチ等が深刻化しており、外国人の権利保障の在り方が課題となっている。

今後も外国人の増加が見込まれる中、地方において、多文化共生社会の形成が急務である。あわせて外国人の違法行為への取締強化や、地域社会における共生を図るため、日本の生活ルール等の周知、社会経済情勢の変化に配慮した基本法の策定、受入れ環境の整備等が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、多文化共生社会の形成に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国籍や社会的・文化的背景が異なることを理由とした、不当な差別、人権侵害等をなくすために必要な体制を整備すること。
- 2 在留外国人との交流促進や人権教育等を通じて、多文化共生への国民の関心と理解を深めること。
- 3 在留外国人が安心して日常生活を送れるよう、就学・教育の機会を保障すること。
- 4 多文化共生推進のため、情報共有の充実、財政措置の強化等により地方自治体の支援を行うこと。

オンライン診療の推進に向けた環境整備を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣  
デジタル大臣

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

医療人材の不足及び偏在が深刻化する中、情報通信機器を用いたオンライン診療は、へき地、中山間地域等における持続可能な医療提供手段として注目されており、現場でも、看護師が患者宅を訪問して遠隔地にいる医師と連携するなど、状況に応じて様々な取組が行われている。

一方で、オンライン診療は、対面診療と比較して低報酬であり、採算面から実施が困難との声がある。国では、適切な運用に向けた法整備が進められているが、今後、在宅医療の需要の増加等も想定されることから、制度・手続の合理化による効率的な診療体制の構築が重要となる。

また、高齢者等の機器操作には困難を伴う場合が多いことに加え、医療機関側のノウハウ不足、セキュリティ対策等も依然として課題であり、地域におけるオンライン診療の普及に向けては、人的・技術的な支援も不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、オンライン診療に係る環境整備の推進により、将来にわたって住民の医療アクセスを確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 診療報酬体系の見直し、補助制度の充実等により、医療機関におけるオンライン診療の導入・継続を促進すること。
- 2 オンライン診療の法制化に向けた議論を加速し、現場の実態に即した運用が可能となるような仕組みづくりを行うこと。
- 3 医療分野におけるデジタル人材の育成を強化するとともに、患者の機器操作、医療機関によるＩＣＴ運用等に対する支援策を講じること。
- 4 国の責任においてオンライン診療の実施状況、効果等を継続的に調査し、政策に反映すること。

巨大災害発生に対する連携体制の強化を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 宛 て  
財 務 大 臣  
防災庁設置準備担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

自然災害が激甚化・頻発化する我が国においては、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震、首都直下地震等の発生も懸念されている中、国民の生命・生活を守るために、徹底した事前防災と、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の重要性が増している。

しかしながら、近年、大規模災害の現場においては、分野、所管等を超えた横断的な課題が増加しているが、消防や警察等との事前調整、自治体間の情報共有といった、関係機関同士の連携が不十分であり、被災者支援が遅れる事態が発生している。

こうした状況の中、より円滑な被災者支援に向けては、設置が決定された防災庁による統括の下、被災者の声を丁寧にすくい上げ、現場に寄り添った対応が可能となるよう、協働体制の拡充を図る必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の命と暮らしを守るために、巨大災害発生に対する連携体制の強化により、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 大規模災害等の発生に備え、国の支援体制を強化し、被災地への人員、物資、情報等の支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 医療・福祉、道路、ライフラインなど、各分野と連携し、災害対応に向けた協働体制の整備を平時から徹底すること。
- 3 新設される防災庁においては、地方自治体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策については、関係機関に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の  
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
總 務 大 臣 宛 て  
財 務 大 臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

重点支援地方交付金は、エネルギー価格高騰対策、地域公共交通の確保等、その時々の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地域の実情に応じた政策展開に寄与してきた。

しかしながら、米に代表される食料品価格の高止まりで家計の負担が増しているほか、仕入れ価格の高騰を商品価格に転嫁できず、事業者も資金繰りが悪化するなど、地域経済は厳しい状況に置かれている。

物価高の克服による国民の安全・安心の確保に向けては、地域の活力増進が重要であり、国と地方が一丸となって、住民生活及び事業経営等へのきめ細かな支援に取り組むことが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、重点支援地方交付金の拡充を通して、地方創生を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 地方自治体が自立的に課題解決に取り組める環境を整えるため、重点支援地方交付金に必要かつ十分な額を措置すること。
- 2 重点支援地方交付金を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 重点支援地方交付金の効果的かつ効率的な運用のため、地方自治体に対して、制度の趣旨、要件等について丁寧な説明を行うとともに、技術的支援を適切に講じること。

全議員様

長野県議会議長 依田明善

令和7年11月定例会において説明のため  
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知事	阿部守一
副知事	関昇一郎
副知事	新田恭士
危機管理部長	渡邊卓志
企画振興部長	中村徹
企画振興部交通政策局長	村井昌久
(12月2日から12月5日までの会議)	
総務部長	須藤俊一
県民文化部長	直江崇
県民文化部こども若者局長	酒井和幸
(12月2日から12月5日までの会議)	
健康福祉部長	笹渕美香
環境部長	小林真人
産業政策監	田中達也
産業労働部長	米沢一馬
産業労働部営業局長	田中英児
(12月2日から12月5日までの会議)	
観光スポーツ部長	高橋寿明
観光スポーツ部長 国スポ・全障スポ大会局長	北島隆英
(12月2日から12月5日までの会議)	
農政部長	山村一善
林務部長	根橋幸夫
建設部長	栗林一彦
建設部リニア整備推進局長	室賀莊一郎
(12月2日から12月5日までの会議)	
会計管理者兼会計局長	柳沢由里
公営企業管理事務取扱	吉澤正
財政課長	塚本滉己
教育長	武田育夫
教育次長	松本順子
教育次長	清水寛彦
警察本部長	阿部文彦
警務部長	瀬長悠志
監査委員	増田隆志

(写)

7コ行第154号  
令和7年（2025年）11月25日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

令和6年度長野県内部統制評価報告書について

このことについて、地方自治法第150条第6項の規定により、令和6年度長野県内部統制評価報告書審査意見書を添えて、別紙のとおり報告します。

（別紙は掲載を省略する）

(写)

7監査第55号  
令和7年(2025年)11月25日

長野県議会議長 依田明善様

長野県監査委員	増田 隆志
同	青木 孝子
同	柄澤 千恵子
同	酒井 茂

### 令和7年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和7年2月4日から令和7年11月11日までの間に349機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

7監査第3-7号  
令和7年(2025年)11月4日

長野県議会議長 依田明善様

長野県監査委員 増田隆志

### 現金出納検査の結果について

令和7年9月29日に実施したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

#### 記

##### 1 会計局所管関係

令和7年8月31日現在の令和7年度8月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の收支は別紙1のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

##### 2 企業局所管関係

令和7年8月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙2のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 3 環境部所管関係

令和7年8月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙3のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 4 健康福祉部所管関係

令和7年8月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙4のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7監査第3-8号  
令和7年(2025年)11月20日

長野県議会議長 依田明善様

長野県監査委員 増田隆志

### 現金出納検査の結果について

令和7年10月28日に実施したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

#### 記

##### 1 会計局所管関係

令和7年9月30日現在の令和7年度9月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の收支は別紙1のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で895,000円であった。

##### 2 企業局所管関係

令和7年9月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙2のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 3 環境部所管関係

令和7年9月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙3のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

##### 4 健康福祉部所管関係

令和7年9月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙4のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7人委第165号  
令和7年(2025年)10月16日

長野県議会議長 依田明善様

長野県人事委員会委員長 青木悟

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

# 報 告

本委員会は、職員の給与、民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与並びに生計費等について調査、研究するとともに、あわせて職員の人事管理に関して取り組むべき課題について検討しました。その概要は、次のとおりです。

## 第1 職員の給与

### 1 職員の給与等の状況

本年4月現在の職員の給与等の実態を明らかにするため、「令和7年職員給与等実態調査」を実施しました。

実態調査の結果は、「給与等に関する報告資料」第1表～第14表のとおりです。

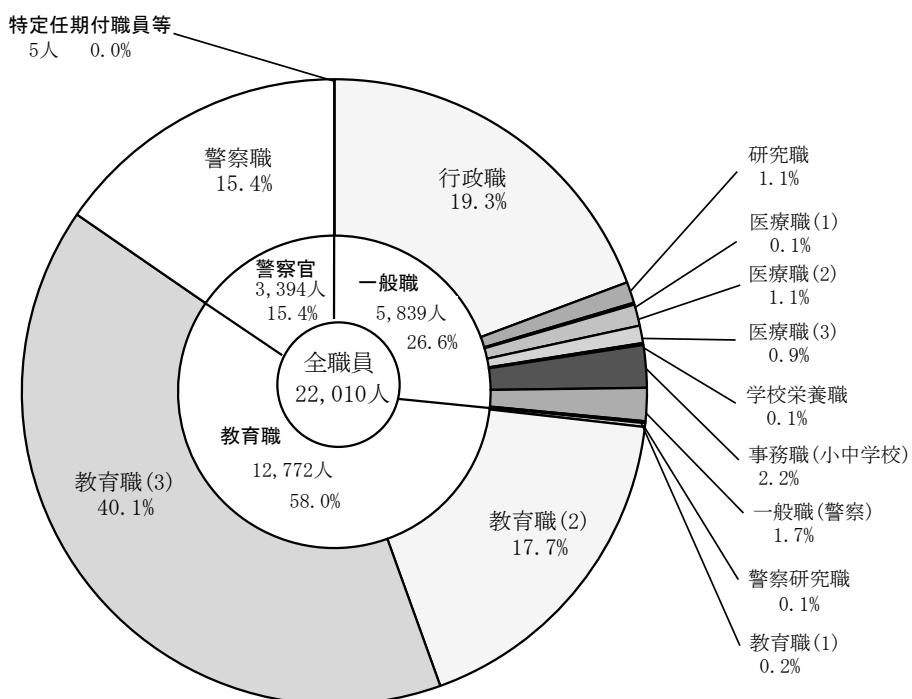
#### (1) 職員構成等

職員数は22,010人で、その内訳は、一般職員5,839人、教育職員12,772人、警察官3,394人及び特定任期付職員等5人です。

職員の平均年齢は42.7歳、平均経験年数は20.0年です。

また、男女別構成では、男性59.9%、女性40.1%です。

(第1表、第4表)



## (2) 平均給与月額

ア 職員の平均給与月額（給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当等の合計額）は、下表のとおり 403,953 円で、昨年と比べて 9,581 円増加しています。

(第 1 表、第 3 表)

区分	全職員	一般職員	教育職員	警察官	特定任期付職員等
平均給与月額	403,953 円	375,953 円	423,536 円	378,225 円	545,205 円

(注) 平均給与月額は、給料（給料の調整額を含む。）、教職調整額、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当の合計額です。

### イ 扶養手当

扶養手当の受給職員数は 8,976 人（全職員の 40.8%）で、受給者 1 人当たりの平均支給額は 22,312 円（昨年と比べて 963 円の増加）、職員 1 人当たりでは 9,101 円（同 257 円の増加）となっています。

(第 9 表)

### ウ 住居手当

住居手当の受給職員数は 5,908 人（全職員の 26.8 %）で、受給者 1 人当たりの平均支給額は 25,821 円（昨年と比べて 52 円の増加）、職員 1 人当たりでは 6,933 円（同 122 円の増加）となっています。

(第 11 表)

## 2 民間給与の調査

本年 4 月現在の民間従業員の給与等の実態を把握するため、「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

### (1) 職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 956 事業所のうちから無作為に抽出した 190 事業所を対象に調査を実施しました。この調査では、民間給与との比較を行っている行政職給料表、事務職給料表及び一般職給料表適用職員（以下「比較職員」という。）と類似すると認められ

る事務・技術関係職種等に該当する従業員 6,858 人について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査しました。また、給与改定の状況等についても調査しました。

民間事業所からの格段の御理解と御協力をいただき、職種別民間給与実態調査の調査完了率は 88.9% と非常に高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっています。

なお、後記 3 のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和 7 年の本県職員給与と民間給与の比較に用いる民間の調査結果は、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとします。

## (2) 調査結果の概要

実態調査の結果は、「給与等に関する報告資料」第 15 表～第 27 表のとおりであり、このうち主な内容は、次のとおりです。

### ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所は 74.6%（昨年 64.1%）、ベースアップを中止した事業所は 2.2%（同 1.3%）となっています。

なお、ベースアップの慣行のない事業所は 22.4%（同 34.6%）となっています。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所は 95.7%（昨年 95.4%）、定期昇給を中止した事業所はありませんでした。

（第 16 表、第 17 表）

### イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 76.3%（昨年 62.3%）、高校卒で 55.1%（同 45.5%）となっています。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 82.2%（同 75.2%）、高校卒で 87.4%（同 82.5%）となっています。一方、初任給を据置きとした事業所の割合は、大学卒で 16.6%（同 24.8%）、高校卒で 10.1%（同 17.5%）となっています。

（第 18 表）

### 3 職員給与と民間給与の比較方法の見直し

本年の人事院勧告においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責をより重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、官民給与の比較対象企業規模の見直しが行われたところです。

また、他の都道府県の人事委員会においても同様に比較方法の見直しについて検討が進められており、多くが国に準じた見直しをした上で、公民給与の比較を行っています。

本県においても、人事院の見直しの背景と同様の状況であり、また、他の都道府県の公民比較の見直しの状況も考慮し、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則も踏まえ、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上とする見直しを行うこととしました。

### 4 職員給与と民間給与の比較

#### (1) 月例給

職員給与を民間給与と比較するに当たっては、前記3の見直しを踏まえた上で、民間給与を精確に職員給与に反映させるため、単純な平均給与額の比較でなく、職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士で、その給与額を対比する方法（ラスパイレス方式）が適当であると考えます。

本委員会では、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員については一般の行政事務を行っている常勤の比較職員、民間従業員については比較職員に相当する職種にある者のうち、役職、年齢、学歴が対応すると認められるものを比較の対象として本年4月分の給与額を精緻に比較しました。

比較した結果、下表のとおり比較職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均10,853円（2.86%）下回っていました。

民間従業員の給与 (A)	比較職員の給与 (B)	較差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
390,697 円	379,844 円	10,853 円 (2.86%)

- (注) 1 民間従業員及び比較職員ともに本年度の新規採用者は含まれていません。  
 2 民間従業員の給与の額には、通勤手当及び時間外手当は含まれていません。  
 3 比較職員の給与の額には、給料（給料の調整額を含む。）、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当が含まれます。  
 4 前記3の見直しを行わなかった場合、比較職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均9,084円(2.39%)下回っていました。

## (2) 特別給

民間事業所において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）は、下表のとおり所定内給与月額の4.64月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数（4.60月）が民間従業員の特別給の支給割合を0.04月分下回っていました。

(第22表)

民間従業員の特別給の年間支給割合		職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数	
下 半 期	2.23月	下 半 期	2.30月
上 半 期	2.41月	上 半 期	2.30月
計	4.64月	計	4.60月

- (注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間です。  
 2 前記3の見直しを行わなかった場合、民間事業所における民間従業員の特別給の支給割合は4.64月となっていました。

## 5 国家公務員等の給与との比較

昨年4月現在における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額と、これに相当する職員の給料月額とを、学歴別、経験年数別に国家公務員を基準とするラスパイレス方式により比較すると、国家公務員を100とした場合の職員の指数は100.0となっています。

上記指数の都道府県の平均は99.7であり、この数値と比べると、0.3ポイント高い状況となっています。

また、民間給与との比較を行っている本年4月の国家公務員の行政職俸給表（一）適用職員（139,580人、平均年齢41.9歳）の給与が414,480円であるのに対し、本県の比較職員（4,890人、平均年齢43.4歳）の給与は379,844円となっています。

## 6 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ長野市では3.4%上昇しています。

また、本委員会が総務省の家計調査を基に算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の長野市における本年4月の標準生計費は、それぞれ163,930円、191,400円及び218,860円となっています。

（第28表）

## 7 本年の給与に係る改定

### （1）基本的な考え方

人事委員会による給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるものです。

本委員会では、従来から、職員の給与について、社会一般の情勢に適応するよう地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図るとともに、生計費も考慮し、改定を行ってきました。このうち、給与の制度的側面（給料表の構造や手当の種類・内容等）については、公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の給与制度に準じることを基本とし、一方、給与水準については、国、他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域の民間給与水準を重視し、これら全体として、民間、国、他の都道府県等との均衡を図ることとしています。

### （2）給与の改定

本県の職員給与と民間給与とを比較したところ、月例給については、前記のとおり、比較職員の給与が民間従業員の給与を10,853円（2.86%）下回っており、特別

給については、職員の支給月数が民間従業員の支給割合を 0.04 月分下回っています。

次に国の情勢をみると、人事院においては、本年 8 月、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等について報告及び勧告を行いました。その中で、月例給については、民間給与との比較の結果、国家公務員給与が民間給与を 15,014 円 (3.62%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、行政職俸給表（一）について、平均 3.3% の引上げ改定を行うこととしました。

期末手当及び勤勉手当については、国家公務員の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を下回っていることから、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.65 月分とすることとしました。

その他、地域手当の級地別支給割合や自動車等使用者に対する通勤手当の改定などを行うこととしています。

他の都道府県人事委員会の給与勧告においても、公民較差を踏まえ、おおむね同様の方針により報告及び勧告がなされています。

本委員会は、これら諸事情を総合的に勘案した結果、本年の給与に係る改定については、次のとおり判断します。

#### ア 給料

行政職給料表については、公務と民間との給与の均衡を図るため、平均 3.09% の引上げ改定を行うこととします。

改定に当たっては、初任給をはじめ若年層の給与に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げとなるよう、人事院が勧告した俸給表に準じることを基本とし、本県における民間給与水準を重視し、これに一律の水準調整を行うことにより全ての級・号俸の給料月額を引き上げることとします。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うこととします。

なお、この改定は、本年4月の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要があります。

#### イ 地域手当

本県の地域手当については、多数の職員について、全県域にわたる人事異動が予定されており、国と同じ支給地域とした場合、人事管理上支障が生じることから、県内全域を支給地域とする一方、支給割合については、国家公務員との均衡を考慮し、全県一律1.6%としているところです。

人事院は、地域手当の支給割合の見直しを段階的に実施することとしており、令和8年度の級地別支給割合について報告しています。

新たに示された令和8年度の支給割合における本県の状況は、長野市及び松本市が4%（令和7年度3%）、塩尻市が4%（令和7年度5%）、伊那市及び諏訪市が1%（令和7年度2%）となっています。

これらを踏まえ、令和8年度の支給割合について、国の制度に準じて支給した場合の支給総額を超えない範囲内での支給割合とすることとし、全県一律1.8%とします。

#### ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、国家公務員に準じて引上げ改定することとします。

#### エ 通勤手当

##### (ア) 自動車等使用者に対する通勤手当

人事院は、自動車等使用者に対する通勤手当について、令和7年度の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、令和8年4月から上限を「100km以上」とすることとしました。また、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」

までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施することとしています。

職種別民間給与実態調査における本県の状況は、国家公務員と同様に長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況であることから、現在「75km以上」としている上限を、令和8年4月から「100km以上」とすることとします。

また、支給額について、本県は一定の距離区分毎に基本額を定め、1km毎の加算額を上乗せして支給しています。現行の20km以上の区分について民間が公務を上回っていることや、多くの事業所が支給額は一定で増える制度となっていることを総合的に考慮し、2km以上の基本額を2,460円とし、1km毎の加算額を一律680円とします。この改定は、令和7年4月に遡及して実施することとします。

この改定を行った場合の主な距離毎の支給額については下表のとおりとなります。

(単位：円)

距離	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km	70km	80km	90km	100km
現行	4,500	7,900	14,100	20,250	26,350	30,550	34,750	38,950	41,050	41,050	41,050
R7年4月遡及	4,500	7,900	14,700	21,500	28,300	35,100	41,900	48,700	52,100	52,100	52,100
R8年4月以降	4,500	7,900	14,700	21,500	28,300	35,100	41,900	48,700	55,500	62,300	69,100

#### (イ) 月の途中に採用された職員等の通勤手当

人事院は、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じ、令和8年10月から実施することとしました。

本県においても、月の途中での採用や人事異動が生じていることから、月の途中で採用された職員等に対して、国家公務員の改定内容を踏まえ通勤手当を

支給できるようになります。

#### 才 特地勤務手当等

人事院は、勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、特地勤務手当と地域手当が支給される場合には支給額を減ずる措置を廃止することとしました。

また、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）の額の算定基礎について、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化の観点から、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改めることとしています。

本県においても、勤務地を異にする異動の円滑化は人事管理上重要であり、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化も重要であることから、国家公務員に準じて改定することとし、令和7年4月に遡及して実施することとします。

なお、へき地手当（準ずる手当を含む。）については、へき地教育振興法の改正状況を注視していく必要があります。

#### カ 宿日直手当

人事院は、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととしました。

本県の宿日直手當についても、国家公務員との均衡等を考慮し、改定することとします。

#### キ 期末手当及び勤勉手当

本年の調査では、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.04ヶ月分下回っていました。

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と比較し、0.05ヶ月単位で改定を行ってきており、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合を踏まえ、支給月数を0.05ヶ月分引き上げることとします。

なお、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することと

し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数の引上げ分が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

## 8 給与に関する課題

### (1) 駐車場等の利用に対する通勤手当

人事院は、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用する職員に対し、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設することとしました。

本県の職種別民間給与実態調査の結果において、外部の駐車場を利用する従業員がいる事業所が少数となっています。また、本県では、令和6年4月から公共交通機関の利用促進のために、公共交通機関と自動車等を併用して通勤（パークアンドライド）する者が利用する乗継地周辺の駐車場利用料金に対する通勤手当を支給する制度を導入しています。

これらを踏まえ、公共交通機関併用者以外の駐車場等の利用に対する通勤手当について、他の都道府県の動向にも注視しつつ引き続き検討することとします。

### (2) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとしました。

本県は、最も給料月額の低い行政職給料表1級1号俸の給与額が、地域別最低賃金を超えており状況です。また、新たな手当を創設する場合には、根拠となる地方自治法の改正が前提となります。

これらを踏まえ、地方自治法の改正状況や他の都道府県の動向を注視しつつ、制

度導入について引き続き検討することとします。

### (3) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしています。

本県においてはこれまでも、給与の制度的側面については、国家公務員の給与制度に準じることを基本としていることを踏まえ、今後示される国家公務員の制度の内容や、他の都道府県の動向を注視し、本県の実情に留意しながら、対応を検討していくこととします。

なお、人事院は、令和8年4月から、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止することとし、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行うこととしています。

職務・職責を重視した給与の実現については本県においても重要な課題であり、在級期間に係る制度について廃止する方向で検討することとします。

### (4) 教育職員の処遇改善

令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる「給特法」等の改正法が成立しました。

給与面では、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置が講じられることとなります。

教育職員の処遇改善については、本県においても重要な課題であり、給特法改正の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要があります。

## 9 実施の要請

人事委員会では、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう地方公務員法の規定に基づき勧告を行っています。

議会及び知事におかれでは、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請します。

## 第2 人事管理に関する課題と取組

### 1 人材の確保、育成・活用

人口減少や少子高齢化の進行、デジタル化の加速、災害の激甚化などにより、行政課題がますます複雑・多様化する中、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、これらの課題に的確に対応できる能力と意欲を持った人材の確保・育成が不可欠です。

一方で、早期離職者が増加傾向にあるほか、民間企業や国、他の地方公共団体との人材獲得競争が激化しており、求める人材を確保することがますます困難になっています。特に県職員技術系職種では受験者数が採用予定人数と同程度あるいは下回る職種もあるなど、人材の見極めに一定の制約が生じる状況となっており、組織のパフォーマンス低下や円滑な業務遂行に支障をきたす懸念がある深刻な状況です。

こうした課題に対応するためには、公務職場の魅力を幅広い層に発信し、意欲と行動力のある人材が挑戦しやすい試験制度への見直しを進めるとともに、職員がやりがいを持って働き成長を実感できる環境づくりや「選ばれる」職場づくりを推進していくことが求められます。

#### (1) 人材の確保

本県の行政職員、教員及び警察官の採用試験等受験者数は、今年度選考方法を一部変更した教員採用選考において前年度より若干増加したもの、いずれも減少傾向にあります。

将来的に必要となる職員数や年齢構成を見据えた採用を行うためには、新規学卒者の減少や早期離職の増加といった課題を踏まえ、民間企業等における多様な経験を有する人材や新規学卒者などの潜在的な志望者層を掘り起こし、確保していくことが重要です。

公務職場の魅力を発信するため、本委員会、任命権者それぞれにおいて、採用ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信やガイダンスの実施などに取り組んでいます。今後は、受験者の関心度や志望段階に

応じたニーズを的確にとらえ、民間等の経験を持つ人材に特化した広報、幅広い層に技術系職種の役割ややりがいについて認識してもらえる広報など、戦略的な広報活動を行っていくことが必要です。

また、より多くの方に受験してもらうためには、試験制度の見直しも重要です。本委員会では、多様で有為な人材を確保するため、随時試験制度の見直しを行ってきました。令和7年度には県職員採用試験における口述試験の見直し、教員採用選考における試験内容の変更及び警察官採用試験における基礎能力検査の導入など受験者の負担軽減を図ったところです。引き続き、見直しの効果を検証しつつ諸情勢を踏まえた試験制度の見直しを行っていきます。

インターンシップは、学生側と採用側の双方にとって、理解の促進やミスマッチの防止など有用性が高く、学生の就職活動において重要性が増しています。実際の職場に適した優秀な人材を誘致するための方策としてインターンシップを実効的に活用していくよう、その価値を一層高めるための工夫や、特に技術系職種においてインターンシップを通じて得られた情報を選考過程に活用することなどの研究が必要です。

多様で有為な人材を確保するためには、給与をはじめとする待遇面での改善も重要です。

国においては、行政課題の複雑・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、人材確保を強化するため、官民給与比較の企業規模をこれまでの「50人以上」から「100人以上」としました。本県においても、県行政を支える優秀な人材を確保するため、採用市場での競争力向上が必要であることから、国と同様の見直しを行いました。

また、人事院は、来年度以降公務の職務・職責をより重視した給与体系を含む新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討することとしています。人事院における検討状況について注視していくことが必要です。

## (2) 人材の育成・活用

知事部局においては、新たに策定される「長野県職員確保・育成基本方針」を職員全体で共有し取組を進めていくことが必要です。

教育委員会においては、「長野県教員育成指標」に定めたとおり、各教員が「自ら学び続ける姿勢」を持ち、地域や学校の課題に主体的に関わりながら教育の質を高めていけるよう、環境づくりや支援を行っていくことが必要です。

職員の能力を最大限に活かしていくには、研修機会や主体的な学びの機会を充実させるとともに、キャリア形成の視点が重要です。

先行きの不透明さや価値観の変化、定年引上げ、人生100年時代の到来などを背景として、世代を問わずキャリア意識が高まっており、特に若手職員はその傾向が顕著です。職員が自身の強みや個性を認識し目標とする姿を明確にすることは、職員のモチベーションを高めるとともに、組織全体を活性化することにつながります。キャリアについて考える研修や上司との面談を通じた支援などが始まっていますが、キャリア形成の機会をより一層充実させる取組が求められます。

複雑・多様化する行政課題に対応するためには、職員の専門性やキャリア志向に応じた育成や専門性を持つ人材の活用が重要です。令和7年4月から運用が始まったジョブファミリー制度についてはよりよい制度となるよう見直しを行っていく必要があります。

また、社会人採用職員に対しては、年齢やキャリアが多様であることを踏まえたキャリア支援や組織への定着支援を行うことが必要です。

職員の成長を促すためには、能力や業績を公正に把握し、評価結果を適切にフィードバックすることも必要です。評価者と被評価者が十分にコミュニケーションを図り適切な目標設定や評価を行うことは、職員の主体性や意欲を引き出すことにもつながります。任命権者には、評価者研修を実施することなどにより、職員の納得感と能力伸長につなげられるよう効果的な運用が求められます。評価結果を昇任や人事配置に適切に反映することも必要です。

令和5年度から定年が段階的に引き上げられています。任命権者においては、高齢期職員がこれまでの知識や経験を生かしながら高いモチベーションを維持して働いて

いけるよう職務内容や役割の明確化、職員の希望や適性を踏まえた職場への配置など人事管理の工夫が求められます。また、高齢期職員の役割や働き方に対する職場全体での理解促進を図ることも必要です。

女性職員の活躍推進に向けては、若いうちから研修の実施などを通じキャリアプランを主体的に考える機会や多様な職務経験機会の提供を行い、能力に応じた登用を進めることが重要です。女性に限らず、すべての職員が仕事と生活を両立しながらキャリアを重ねていけるような働き方の見直しや環境整備が、女性職員の活躍推進につながっていくと言えます。

障がい者の採用や活躍の場の拡大も重要な課題です。法定雇用率の引上げも見据え計画的に採用を進めるとともに、障がいの特性に応じてその能力が十分に発揮されるよう、合理的配慮により職場への定着と活躍の場の拡大を図っていくことが求められます。

会計年度任用職員の勤務条件のうち、給与については、類似の職務に従事する常勤職員との均衡を図り、休暇については国の状況等を踏まえて必要な措置を講じるよう任命権者において取り組んでいるところです。引き続き国や他の都道府県の動向を注視しながら、多様な人材が活躍できる勤務条件を整備していくことが必要です。

## 2 良好な勤務環境の整備等

職員の能力を最大限に生かすことができる良好な勤務環境を整備するためには、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりや職場の魅力向上が必要です。そのためには、上司と部下が適切にコミュニケーションを取りながら相談や情報共有を行い、風通しの良い職場づくりが求められます。

令和6年度に本格始動した組織風土改革「かえるプロジェクト」により、行政経営理念の浸透や業務の減量化、職場改善などの組織風土改革に取り組んでいますが、これらの取組をより一層進め、職員の働きがいや行政サービスの質を向上させることができます。

求められます。

### (1) 長時間労働の是正

長時間の時間外勤務は、職員の心身の健康確保や業務能率を阻害するだけでなく、「選ばれる」職場づくりの方向性に逆行するものであり、引き続き時間外勤務の縮減に取り組んでいくことが必要です。

時間外勤務の縮減には、業務の見直しによる業務量削減と業務の進め方の改善が重要です。

行政課題の複雑・多様化、人材不足、職員の価値観の変化などの状況下で、質の高い行政サービスを提供していくには、組織全体で根本的な業務の見直し・再設計（BPR：ビジネスプロセス・リエンジニアリング）を進め、業務量を削減することが極めて重要です。

また、業務の進め方については、会議の見直しや業務効率化のためのマニュアル化、デジタル技術の活用促進などを通じてさらなる効率化と改善が求められています。

時間外勤務がやむを得ない場合には、管理監督職員の適切なマネジメントによる部下職員の業務管理や時間外勤務の事前命令の徹底などを通じて、適正な勤務時間管理を行うことが必要です。

長時間労働の是正については、人事委員会規則において時間外勤務の上限を定めており、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合は、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行っています。

大規模災害への対処など任命権者が認める場合は特例業務として上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができることとされていますが、特例業務の範囲については、その趣旨や職員の心身の負担を考慮して厳格に運用が必要です。また、長時間勤務を行った職員の健康を確保するため、医師による面接指導が確実に行われる必要があります。

本委員会は労働基準監督機関として、引き続き上限時間を超えた時間外勤務の状況を把握しながら、対象事業所に対する指導に一層努めていきます。

教員は、授業準備や学校行事、部活動、生徒指導など多岐にわたる業務を担っており、長時間勤務や心身の負担増が大きな課題となっています。高度専門職にふさわしい待遇を実現し、教員に優れた人材を確保するため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる「給特法」等の改正法が成立しました。

教育委員会は、文部科学大臣が学校における働き方改革の一層の推進のために定める指針に即して、健康や福祉の確保に向けた数値目標の設定、業務の見直し方針、健康管理の具体策を盛り込んだ「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し公表することが義務づけられます。

県教育委員会においては、これまでにも「学校における働き方改革推進の方策」に基づく取組を行ってきており、令和7年7月及び9月には、行政・教育・産業・保護者など多様な関係者が一堂に会する「子どもの学びをトコトン支える県民の会」を開催しました。地域や保護者との連携、外部化の推進など、教員の負担軽減策や子どもの学びを社会全体で支える取組について議論がなされたところです。

給特法等の改正も踏まえ、学校・教員が担う業務の適正化など、一層の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、高度な専門性を発揮できる環境整備に引き続き取り組むことが必要です。

## (2) 柔軟な働き方の推進

職員のライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、個々の職員の希望や事情を尊重した柔軟な働き方を可能とする環境整備が求められています。本県においては、これまで時差勤務やテレワークなど時間や場所を有効に活用する制度を導入してきているところです。また、令和7年4月からはフレックスタイム制度を導入し、一層の働き方の柔軟化を進めています。

柔軟な働き方の推進に当たっては、こうした制度が積極的に活用されるよう、職員への周知や手続に係る事務負担の軽減、利用しやすい雰囲気の醸成等、環境の整備が必要です。

### (3) 仕事と生活の両立支援

育児や介護を行う職員が、仕事と生活を両立し、能力を十分に発揮できる環境を整備することは重要な課題です。

本県においては、令和6年5月に成立した民間労働法制の改正内容を踏まえ、部分休業の取得パターンの多様化や時間外勤務免除の対象となる子の年齢の引上げ、家族看護休暇の対象や事由の拡大などの見直しを行い、関連する条例や規則を改正しました。これまでも累次の改正や、任命権者において制度の周知や支援体制の整備を進めています。

男性の育児参加については、男性の育児休業取得率の政府目標の引上げも踏まえ、本県でも職場での理解促進や育休取得計画の作成支援など取得率向上に向けた取組を進めているところであり、令和6年度の男性の育児休業取得率は、長野県職員（教職員、警察職員を除く。）が94.2%、教職員が39.7%、警察職員が52.7%となっています。

職員が当たり前に子育てや介護を主体的に行っていけるよう、両立支援に係る制度改正、制度の周知や相談体制の整備、業務の割り振りや代替職員の確保、職場全体でサポートする意識の醸成などの環境整備により一層努めていく必要があります。

### (4) 健康づくりの推進

職員が能力を最大限に発揮するためには、心身ともに健康であることが必要です。

任命権者から報告のあった令和6年度の休職者数は、前年度から若干減少したもののメンタルヘルス不調を理由とした休職者の割合は増加しています。

任命権者においては、ストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善や高ストレス者へのフォローアップなどメンタルヘルス不調の未然防止を図るとともに、不調者の早期発見・早期対処、長期療養者の職場復帰支援・再発防止の取組を一層強化していくことが必要です。

### (5) コンプライアンスの推進とハラスメントの防止

県民の信頼や期待に応えるためには、職員が高い倫理観を持って職務に取り組むこ

とが求められます。しかしながら、依然として飲酒運転やわいせつ行為、ハラスメント、不適切な事務処理など、県政への信頼を損なう事案が発生しています。任命権者においては、再発防止の取組の実施、法令遵守と服務規律の確保の徹底に努め、コンプライアンスを一層推進する必要があります。

職場等におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を害するとともに、公務能率の低下を招くものです。任命権者においては、ハラスメントの防止要綱に基づき研修の実施や相談窓口の設置等を行ってきていますが、職場内でのパワー・ハラスメントが依然として存在し、精神的な不調を訴える職員もいます。管理職の意識改革、ハラスメントに対するすべての職員の理解、風通しのよい職場づくりを進め、組織全体でハラスメントのない明るく働きやすい職場環境づくりを進めることができます。ハラスメントが疑われる事案がある場合に活用できる相談窓口の周知や対応を充実させることも必要です。

また、いわゆる「カスタマー・ハラスメント」については、近年、社会全体で関心が高まっています。カスタマー・ハラスメントの対応は職員に大きな負担がかかることから、任命権者においては、県民に対する接遇を向上させつつ、組織的な対処により職員の過度な負担を軽減する必要があります。

## 勧告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

### 1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

### 2 諸手当

#### (1) 地域手当

6級地に係る地域手当の支給割合を100分の1.8とすること。

#### (2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度について、国家公務員の改定を踏まえた額とすること。

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

#### (3) 通勤手当

ア 令和7年4月1日以降の措置内容

交通用具使用者に対する通勤手当の月額を、次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

(ア) 片道 2 キロメートル以上 75 キロメートル未満 2,460 円に 2 キロメートルを超える距離が 1 キロメートル増すごとに 680 円を加えた額

(イ) 片道 75 キロメートル以上 52,100 円

イ 令和 8 年 4 月 1 日以降の措置内容

交通用具使用者に対する通勤手当の額を、69,100 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。

(4) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、医師の宿日直勤務は 22,500 円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 6,400 円、学校職員の特別支援学校の寄宿舎における宿日直勤務は 7,400 円、警察職員の警察本部及び警察署における事件の捜査、処理等のための宿日直勤務は 7,700 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、33,750 円、9,600 円、11,100 円、11,550 円）とし、常直勤務に係る支給月額の限度を 23,500 円とすること。

(5) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

(ア) (イ)、(ウ) 及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を 0.725 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合を 0.625 月分とすること。

(ウ) 特定期付職員

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

(エ) 任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

(ア) (イ)、(ウ) 及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7125 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5125 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とすること。

(ウ) 特定期付職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分

とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(イ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

### 3 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2の(5)のアについては令和7年12月1日から、2の(1)、(3)のイ及び(5)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

(写)

7人委第191号  
令和7年(2025年)11月28日

長野県議会議長 依田明善様

長野県人事委員会委員長 青木悟

意見聴取について（令和7年11月27日付け7議議第79号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

#### 記

第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第9号 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

第10号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第13号 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

全議員様

長野県議会議長 依田明善

令和7年11月定例会において説明のため  
議会へ出席を要求した者の氏名について

本日、下記のとおり議会へ出席を要求しました。

記

企画振興部交通政策局長 村井昌久

県民文化部こども若者局長 酒井和幸

観光スポーツ部  
国スポ・全障スポ大会局長 北島隆英

建設部リニア整備推進局長 室賀莊一郎

## 発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

= 7・11定例会 =

発言順位	氏名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	林 和明	(改革信・3)	15分	県政一般について
2	奥村 健仁	(新政団・6)	12分	県政一般について
3	共田 武史	(自民党・32)	20分	県政一般について
4	荒井 武志	(改革信・34)	12分	県政一般について
5	大井 岳夫	(自民党・19)	20分	県政一般について
6	小林 陽子	(改革信・2)	13分	県政一般について
7	加藤 康治	(公明党・14)	12分	県政一般について
8	グレート無茶	(新政団・5)	15分	県政一般について
9	小林 君男	(無所属・12)	8分	県政一般について
10	両角 友成	(共産党・38)	14分	県政一般について
11	竹内 正美	(自民党・28)	20分	県政一般について
12	小山 仁志	(新政団・27)	15分	県政一般について
13	宮下 克彦	(自民党・29)	20分	県政一般について
14	向山 賢悟	(自民党・17)	19分	県政一般について
15	和田 明子	(共産党・48)	14分	県政一般について
16	早川 大地	(自民党・9)	19分	県政一般について
17	川上 信彦	(公明党・25)	10分	県政一般について
18	丸山 寿子	(改革信・11)	12分	県政一般について
19	垣内 将邦	(自民党・8)	19分	県政一般について
20	勝野 智行	(公明党・13)	11分	県政一般について
21	竹村 直子	(改革信・1)	12分	県政一般について
22	佐藤 千枝	(改革信・10)	13分	県政一般について
23	花岡 賢一	(改革信・21)	12分	県政一般について
24	望月 義寿	(改革信・22)	10分	県政一般について
25	勝山 秀夫	(公明党・4)	10分	県政一般について
26	毛利 栄子	(共産党・47)	15分	県政一般について
27	青木 崇	(自民党・7)	19分	県政一般について
28	寺沢 功希	(自民党・31)	20分	県政一般について
29	清水 正康	(新政団・16)	15分	県政一般について
30	宮澤 敏文	(無所属・49)	8分	県政一般について

## 決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年 12 月 5 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

決算特別委員長 花 岡 賢 一

次の決算は、原案可決及び認定すべきものと決定しました。

第 24 号 令和 6 年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について  
(令和 7 年 9 月定例会付託)

第 25 号 令和 6 年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定に  
ついて  
(令和 7 年 9 月定例会付託)

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 9 項 生活文化費

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 6 項 大学費

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 3 号 令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 1 号）  
案

第 11 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条  
例案

第 22 号 交通事故に係る損害賠償について

第 23 号 指定管理者の指定について

第 24 号 指定管理者の指定について

第 25 号 入院措置事務に係る損害賠償について

第 26 号 指定管理者の指定について

県民文化健康福祉委員会請願審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 15号 地域の医師不足解消を求める意見書提出について

# 県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 239 号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について
- 陳第 580 号 県立阿南病院の医師確保と持続可能な地域医療について
- 陳第 581 号 長野県立木曽病院の医療体制の維持・強化について
- 陳第 583 号 木曽地域における高齢者福祉政策について
- 陳第 584 号 木曽地域の医療・福祉に係る専門人材の育成支援について
- 陳第 629 号 国に対し、出生数の増加のための抜本的施策の速やかな検討と実施を強く求めることについて
- 陳第 635 号 住民の安全・安心な暮らしについて
- 陳第 638 号 少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について
- 陳第 643 号 フリースクール等民間施設及びその利用者に対する経済的支援について
- 陳第 646 号 人権擁護の推進について
- 陳第 647 号 地域医療・保健体制の充実について
- 陳第 648 号 感染症等予防対策の推進について
- 陳第 676 号 住民の安全・安心な暮らしについて
- 陳第 679 号 少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について
- 陳第 684 号 フリースクール等民間施設及びその利用者に対する経済的支援について
- 陳第 687 号 人権擁護の推進について
- 陳第 688 号 地域医療・保健体制の充実について
- 陳第 689 号 感染症等予防対策の推進について
- 陳第 726 号 宿泊事業者に求められる外国人来訪記録の電子化について
- 陳第 731 号 観光事業者に求められる外国人来訪記録の電子化について

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗り入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について
- 陳第 487号 上伊那地域への児童相談所の設置について
- 陳第 499号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

- 陳第 502号 若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について
- 陳第 517号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 526号 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
- 陳第 528号 国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業の見直しについて
- 陳第 559号 児童虐待対応等における支援体制の強化と圏域単位での情報共有の構築について
- 陳第 560号 子どもの放課後における居場所支援の充実について
- 陳第 568号 私立高校入学時タブレット端末代負担支援について
- 陳第 625号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 626号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 649号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 650号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 690号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 691号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 718号 木曽地域の少子化対策について
- (1) 県民生活及び芸術文化について  
(2) 次世代育成支援について  
(3) 私学振興対策について  
(4) 社会福祉の充実について  
(5) 医療対策について  
(6) 公衆衛生対策について

## 2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年12月12日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第46号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第3款 民生費

第4款 衛生費

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百瀬智之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 4 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案

第 13 号 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 14 号 高等学校設置条例の一部を改正する条例案

第 41 号 情報通信機器の購入について

第 42 号 松本美須々ヶ丘高等学校普通教室棟改修工事変更請負契約の締結について

第 43 号 小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事変更請負契約の締結について

第 44 号 小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事変更請負契約の締結について

環 境 文 教 委 員 会 陳 情 審 査 報 告 書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百瀬 智之

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 654号 グリーン（脱炭素化）社会の推進について
- 陳第 670号 上下水道施設整備の推進について
- 陳第 695号 グリーン（脱炭素化）社会の推進について
- 陳第 711号 上下水道施設整備の推進について
- 陳第 713号 特別支援教育の充実について
- 陳第 716号 地域の実情を踏まえた部活動の地域展開と支援体制の整備について

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

- 陳第 21号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求ることについて
- 陳第 40号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 63号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67号 学級編制に関することについて
- 陳第 93号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 124号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 233号 登校支援に係る加配教員の配置拡充について
- 陳第 235号 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
- 陳第 236号 スクールソーシャルワーカーの拡充について
- 陳第 297号 へき地手当支給率の改善について
- 陳第 301号 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
- 陳第 305号 不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
- 陳第 306号 宿泊行事に関する人材確保について
- 陳第 308号 全国学力・学習状況調査等の扱いについて
- 陳第 309号 学校における感染症対策について

陳第 310号	学校自己評価制度について
陳第 311号	学校における働き方改革について
陳第 313号	教員の人事異動・任用について
陳第 314号	主幹指導主事訪問の内容変更にかかる確認事項について
陳第 324号	小中学校給食費への財政支援について
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について
陳第 381号	県立高等学校における学びのDX推進とタブレット端末の県費補助について
陳第 498号	中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について
陳第 523号	高校生のスクールバス導入・整備に関する支援について
陳第 541号	小規模学校における専科教員の配置基準の見直しについて
陳第 542号	LD等通級指導教室の増設・新設について
陳第 543号	学校給食費の無償化に伴う財政支援について
陳第 544号	多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めるについて
陳第 545号	公立高校が魅力的な特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めるについて
陳第 547号	高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
陳第 548号	特別支援教育の充実について
陳第 549号	臨時の任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
陳第 550号	定数内臨時の任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 551号	部活動と小学校の課外活動について
陳第 553号	30人規模学級の継続について
陳第 554号	日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 555号	養護教諭に対する代替措置について
陳第 556号	教育予算の確保について
陳第 557号	教職員の生活について
陳第 558号	大町市の学校再編について
陳第 567号	県立高校入学時タブレット端末代負担支援について

陳第 623号 小規模小中学校への教育支援について  
陳第 624号 高校再編における中山間地存立校の存続と教育環境の整備について  
陳第 639号 学校給食費無償化などの支援策について  
陳第 642号 教育環境の整備について  
陳第 651号 環境保全対策の推進について  
陳第 680号 学校給食費無償化などの支援策について  
陳第 683号 教育環境の整備について  
陳第 692号 環境保全対策の推進について  
陳第 714号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について  
陳第 715号 教職員の配置について  
陳第 717号 木曽郡の実情に合わせた高校づくりについて

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

## 2 繼続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

# 環境文教委員会審査報告書

令和7年12月12日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第46号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第6款 環境費

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

危機管理建設委員会審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防 災 費

第 7 項 災 害 救 助 費

第 9 款 土 木 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 12 号 長野県都市公園条例の一部を改正する条例案

第 30 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 31 号 一般国道 361 号道路改築工事（姥神峠道路 0 号橋）請負契約の締結について

第 32 号 一般国道 141 号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約の締結について

第 33 号 一般国道 418 号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約の締結について

第 34 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について

第 35 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について

第 36 号 松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結について

第 37 号 松本平広域公園陸上競技場電気設備工事変更請負契約の締結について

第 38 号 松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事変更請負契約の締結について

第 39 号 松本平広域公園陸上競技場衛生設備工事変更請負契約の締結について

第 40 号 指定管理者の指定について

# 危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 570号 一般国道418号の改良整備促進について  
陳第 571号 主要地方道飯田富山佐久間線の改良整備促進について  
陳第 572号 主要地方道天竜公園阿智線の改良促進について  
陳第 573号 主要地方道下条米川飯田線の改良促進について  
陳第 574号 主要地方道阿南根羽線の改良促進について  
陳第 575号 一般県道深沢阿南線の道路防災対策事業の整備促進について  
陳第 576号 一般県道大平山松葉線の拡幅改良整備促進について  
陳第 577号 南部地域とリニア中央新幹線長野県駅間のアクセス道路整備促進について  
陳第 585号 木曽地域の空き家の利活用に向けた柔軟な支援制度について  
陳第 587号 木曽地域の道路交通網の整備と木曽川の治水について  
陳第 588号 筑北村に係る国道・県道の整備促進について  
陳第 589号 県道新田松本バイパスの古見区間の早期完成について  
陳第 590号 生坂村に係る県道の整備促進について  
陳第 591号 国道403号下井堀地区から下田地区、本町から明治町間の整備促進について  
陳第 592号 歩道整備事業（一般県道新田松本線）の整備促進について  
陳第 593号 天龍村における国道・県道の改良整備推進等について  
陳第 594号 阿南町内の道路・砂防河川整備促進について  
陳第 596号 上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について  
陳第 597号 東御市の河川及び砂防事業の推進について

- 陳第 598号 国道153号における交通安全対策と防災道路機能強化への取組みについて
- 陳第 599号 国道153号飯田南バイパスの早期開通について
- 陳第 600号 国道256号の改良整備と歩行者の安全確保について
- 陳第 601号 国道418号の改良整備の充実について
- 陳第 603号 国道256号にかかる樹木の伐採促進について
- 陳第 605号 中央自動車道西宮線園原インターチェンジのフル規格化について
- 陳第 606号 主要地方道の改良促進等について
- 陳第 607号 主要地方道園原インター線橋梁の拡幅改良整備促進と継続的な維持管理について
- 陳第 608号 県道田中乱橋線の早期改良整備について
- 陳第 609号 県道園原清内路線の計画的な改良と整備について
- 陳第 610号 県道富士見台公園線、弁天橋への歩道設置について
- 陳第 611号 県道深沢阿南線の継続的かつ計画的な維持管理について
- 陳第 612号 豪雨災害に備える早急な河川整備について
- 陳第 613号 一級河川の整備促進について
- 陳第 614号 上村川・平谷川の整備について
- 陳第 615号 急傾斜地崩壊対策及び土石流対策の整備促進について
- 陳第 616号 河畔林整備事業の促進について
- 陳第 630号 災害に備えた公共事業の推進について
- 陳第 632号 防災・減災対策等の強化について
- 陳第 634号 防災力向上のための財政支援について
- 陳第 652号 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について
- 陳第 661号 リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに対する財政支援について
- 陳第 664号 河川の整備促進について
- 陳第 665号 砂防施設の整備促進について
- 陳第 666号 住宅等の耐震化の促進について
- 陳第 667号 空き家対策に対する総合的な支援策の充実について
- 陳第 668号 冬期交通の確保について
- 陳第 671号 災害に備えた公共事業の推進について
- 陳第 673号 防災・減災対策等の強化について
- 陳第 675号 防災力向上のための財政支援について
- 陳第 693号 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について

- 陳第 702号 リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに対する財政支援について
- 陳第 705号 河川の整備促進について
- 陳第 706号 砂防施設の整備促進について
- 陳第 707号 住宅等の耐震化の促進について
- 陳第 708号 空き家対策に対する総合的な支援策の充実について
- 陳第 709号 冬期交通の確保について
- 陳第 712号 上信自動車道の建設促進について
- 陳第 719号 道路等整備の推進について
- 陳第 720号 道路除雪事業の充実及び克雪住宅普及促進事業補助金の継続と拡充について

## 閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

### 1 事件

請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について

陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について

陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について

陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について

陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について

陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について

陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について

陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について

陳第 540号 住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について

陳第 663号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について

陳第 704号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について

- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

## 2 継続審査及び調査を必要とする理由 なお慎重に審査及び調査を要するため。

産業観光企業委員会審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 5 号 令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 1 号）案

第 6 号 令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 1 号）案

第 27 号 指定管理者の指定について

# 産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 627号 地域経済活性化に向けた資金繰り支援策について
- 陳第 628号 地域経済活性化に向けた観光支援策について
- 陳第 644号 公立社会教育施設の充実について
- 陳第 659号 産業人材確保の推進について
- 陳第 660号 観光振興対策の推進について
- 陳第 685号 公立社会教育施設の充実について
- 陳第 700号 産業人材確保の推進について
- 陳第 701号 観光振興対策の推進について
- 陳第 722号 不妊治療に関する企業等への啓発活動を進めることについて
- 陳第 727号 観光産業の振興について

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

## 1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 532号 中小企業融資制度に係る市町村負担軽減の支援について

陳第 534号 U I J ターン就業・創業移住支援事業の要件等の見直しについて

陳第 535号 学習旅行実施に伴う助成について

陳第 536号 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

陳第 653号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 694号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 723号 宿泊業の振興について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

## 2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

# 産業観光企業委員会審査報告書

令和7年12月12日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第46号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第8款 商工費

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

農政林務委員会審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 2 号 令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 1 号）案

第 28 号 県営かんがい排水事業小田切地区水路トンネル補強工事請負契約の締結  
について

第 29 号 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締  
結について

# 農政林務委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 578号 森林の適切な整備・保全の推進について
- 陳第 582号 中山間地域における小規模農業の持続可能な振興について
- 陳第 586号 有害鳥獣被害対策強化の推進について
- 陳第 604号 森林や樹木管理の必要性の県民啓発について
- 陳第 617号 森林路網整備について
- 陳第 618号 有害鳥獣対策の充実について
- 陳第 619号 獣害（熊）対策について
- 陳第 620号 林道弓の又線の維持管理への支援について
- 陳第 621号 林業の担い手確保と林業機械の導入・維持管理に係る支援について
- 陳第 622号 松林健全化推進事業の予算確保について
- 陳第 655号 農業・農村対策の推進について
- 陳第 656号 野生鳥獣被害対策の推進について
- 陳第 657号 野生鳥獣被害対策の拡充について
- 陳第 658号 森林・林業対策の推進について
- 陳第 669号 地籍調査事業の推進について
- 陳第 696号 農業・農村対策の推進について
- 陳第 697号 野生鳥獣被害対策の推進について
- 陳第 698号 野生鳥獣被害対策の拡充について
- 陳第 699号 森林・林業対策の推進について
- 陳第 710号 地籍調査事業の推進について

# 閉会中継続調査申出書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埋橋茂人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

## 1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

## 2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年12月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畠俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 3 項 徹 税 費

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 3 条 債務負担行為の補正中の一部

第 4 条 地方債の補正

第 7 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 9 号 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

第 10 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 15 号 木曽広域連合規約の変更に関する協議について

第 16 号 当せん金付証票の発売額について

第 17 号 県庁災害対策用発電設備工事変更請負契約の締結について

第 18 号 飯田警察署庁舎ほか建築工事請負契約の締結について

第 19 号 飯田警察署庁舎ほか電力設備工事請負契約の締結について

第 20 号 飯田警察署庁舎ほか空調設備工事請負契約の締結について

第 21 号 交通事故に係る損害賠償について

# 総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和7年12月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畠俊隆

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 579 号 地域公共交通対策の推進について
- 陳第 602 号 国県道への横断歩道設置について
- 陳第 631 号 災害に備えた公共事業の財政支援について
- 陳第 633 号 避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎に対する財政支援について
- 陳第 636 号 行政対象暴力に対する適切な措置について
- 陳第 637 号 地方創生の更なる推進について
- 陳第 640 号 町村財政基盤の確立について
- 陳第 641 号 地域公共交通の維持・確保について
- 陳第 645 号 デジタル化施策の推進について
- 陳第 662 号 信州まつもと空港による観光地づくりの推進について
- 陳第 672 号 災害に備えた公共事業の財政支援について
- 陳第 674 号 避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎に対する財政支援について
- 陳第 677 号 行政対象暴力に対する適切な措置について
- 陳第 678 号 地方創生の更なる推進について
- 陳第 681 号 町村財政基盤の確立について
- 陳第 682 号 地域公共交通の維持・確保について
- 陳第 686 号 デジタル化施策の推進について
- 陳第 703 号 信州まつもと空港による観光地づくりの推進について
- 陳第 724 号 観光地への円滑な移動を実現することについて
- 陳第 725 号 安全運転管理者の法定講習のオンライン化を早期に図ることについて
- 陳第 728 号 観光地への円滑な移動を実現することについて
- 陳第 729 号 安全運転管理者の法定講習のオンライン化を早期に図ることについて

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和7年12月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畠俊隆

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 732 号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求めるについて

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

# 閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年12月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畠俊隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

## 記

### 1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 522号 地域公共交通に関する支援について

陳第 525号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 繼続審査及び調査を必要とする理由  
なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年12月12日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畠俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第46号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第2条 繰越明許費の補正中の一部